知的財産戦略本部構想委員会(第4回)

日時:令和6年5月24日(金)10:00~12:00

場所:WEB開催

出席:

【委員】

出雲委員、伊藤委員、梅澤委員、遠藤委員、加藤委員、黒橋委員、杉村委員、 竹中委員、立本委員、田中委員、田路委員、中村委員、波多野委員、福井委員、 本田委員、村松委員、渡部座長

【事務局】

奈須野事務局長、佐野次長、池谷参事官、山本参事官、白鳥参事官、尾川企画官

- 1. 開会
- 2. 議事
- (1) 「知的財産推進計画2024」(案)
- (2) 「新たなクールジャパン戦略」(案)
- (3) 意見交換
- 3. 閉会

○池谷参事官 定刻になりました。本日は、御多忙のところ、御参集いただき誠にありが とうございます。私、内閣府知的財産戦略推進事務局参事官の池谷と申します。

会議に先立ち、本日のオンライン会議の進行について御説明いたします。

まず、会議中はノイズを防ぐため、発言時以外はマイクのミュートをお願いいたします。 また、委員の皆様におかれましては、会議中はカメラを常にオンにしていただくようよ ろしくお願いいたします。また、御発言を御希望の場合は挙手ボタンにてお知らせいただ くようお願いします。

御発言される際にはマイクをミュート解除にしていただき、発言が終わりましたらマイクを再度ミュートにしていただくようお願いいたします。

また、本日は多数の傍聴をいただいておりますが、傍聴者の方々は、カメラをオフにしていただき、マイクもミュートにしていただくようお願いいたします。

本日は、塩野委員、林委員、松山委員は御欠席、田路委員については途中退席と伺っております。

また、本日の御説明資料については、資料3~6については、画面共有はせず、委員限りとさせていただきたいと思いますので、御配慮をよろしくお願いいたします。

それでは、ここから議事の進行を渡部座長にお願いしたいと思います。座長、よろしく お願いいたします。

○渡部座長 おはようございます。

それでは、これより議事に入らせていただきます。

本日は高市大臣に御出席いただくこととなっておりますけれども、公務の都合上、終盤 に入室をいただき、閉会の御挨拶をいただく予定でございます。

初めに、事務局より資料1~3について説明をお願いいたします。

○山本参事官 それでは、事務局より説明させていただきます。

資料1、こちら「国際標準戦略部会の設置について」ですが、推進計画で国際標準パートがございまして、今般、その議論の舞台として国際標準戦略部会を設置することとなりました。来週月曜日からその初会合を開催する予定となり、その概要について御説明をさせていただきます。

次のページをお願いいたします。

構想委員会では既にコンテンツ戦略ワーキングなどがある中、国際標準化の取組についてもこれまで構想委員会の中で議論されてきた状況を踏まえまして、この構想委員会に関連しているテーマと言うことで、こちらの構想委員会の下に国際標準戦略部会を設置することと致しました。

本部会の座長については、構想委員会の委員でもございます日本電気の遠藤様にお願いをしておりまして、ほかの委員の方々として構想委員会の渡部座長も含めて選任をさせていただいているところでございます。

次のページをお願いいたします。

次に、本戦略部会の開催内容になりますけれども、我が国における国際標準の戦略的な活用に関する施策として、全体を俯瞰する、総合的な見地から総括して検討等を行うものとなります。

背景としましては、国際標準の影響力が近年拡大している点が挙げられまして、世界的に様々な産業・技術等でルール形成が活発化している点や、また、欧米中などでは経済安全保障の確保の観点でも、国際標準化の取組強化を国家戦略として進めて資源を重点投資している点が挙げられます。そのような状況を踏まえまして、我が国における国際標準化への対応として、主にこちらに示される3つのテーマを取り上げて議論をする予定でございます。

具体的に申し上げますと、経済安保や先端技術、環境分野などでの戦略的な領域の設定に加え、令和5年度補正予算に30億円を配分頂いたところでもございますので、その予算配分による事業選定や今後の運営なども行う予定でございます。また、我が国の課題として産学官の行動変容や、人材・資金・体制の脆弱性、また、民間の標準戦略、戦略活動に対する支援基盤の不足などが挙げられておりまして、対応策の検討として、我が国としての総合的な標準戦略の構築が挙げられ、来年春頃を目指して国家標準戦略を定める予定で

ございます。

これらのテーマを議論する構成員としましては、こちら13名の皆様方となり、各界を代表する有識者の方々に参画をいただく予定でございます。

以上、簡単ではございますけれども、資料1についての御説明とさせていただきたいと 思います。

それでは、続きまして、資料2のほうの御説明をさせていただきたいと思います。こちらは「研究者転退職時の知的財産の扱いについて」ということで、前回の御議論でもございました大学知財に関連する内容のテーマになってございます。特に今回は研究者の転退職時における知的財産の取扱いについてというところについて、この資料を作成しております。

上段の四角囲みになりますけれども、前回も掲載した内容ではございますが、継続して 我々のほうで研究者や有識者との間での意見交換を進めている中で得られた知見について の差分を下線で掲載をしております。

具体的に申しますと、例えば上のほうの内容になりますけれども、あらかじめ研究者に、研究者の転退職時の知財の扱いについての考え方や選択肢を示しておくことが望ましいといったような声や、知財の帰属について透明性がある程度確保できれば、研究者の転退職時における妨げにならないことが期待できるといった御指摘があったところです。また、大学の研究成果は研究者が転退職した場合も研究活動や社会実装が円滑に進められるよう取り扱われることが望ましいとのコメントもございまして、既に実態としてそのような状況もあるという意見もございました。

具体的に申し上げますと、中段にございます指針となりますが、平成18年に総合科学技術会議のほうで知的財産権についての研究ライセンスに関する指針を公表しております。こちらはアカデミアの世界において自由な研究を促す目的によって策定された背景がありまして、その基本方針としては、こちらに記載されたとおり、非営利目的の研究のための知的財産権の非排他的な実施許諾を求める場合には研究ライセンスを供与する点が示されております。その上で、研究者が他大学に異動した場合、異動先において自己の非営利目的の研究が継続できるよう、研究ライセンスを供与することが要請されるということになっております。

実際に、こちらの指針に基づいて、複数の大学において知的財産や研究ライセンスのポリシーなどで研究者の自由な研究活動を保証しつつ、知的財産の管理・活用を促す記載が見られているところでございます。そのため、今後も引き続き、関係者から意見収集を進めまして、本指針に網羅されないような範囲として、非営利目的の研究ライセンス以外の場合や、特許以外の知財への対応などにも対象を広げ、分析を進めながら結論を得てまいりたいと思います。

以上でございます。

○渡部座長 ありがとうございました。インターネットの海賊版について、もう一つ説明

をしていただきます。

○白鳥参事官 失礼いたします。続きまして、委員限りの配付とさせていただいておりますが「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー」の再更新に関わりまして、委員の皆様は、お手元の資料を御覧いただきながらお聞きいただければと思っております。

1 枚おめくりいただきますと、この対策メニューにつきましては、2019年10月に最初のものを策定しております。できることから直ちに実施というところを第1段階、そして、導入・法案提出に向けた準備というところを第2段階、そして、ほかの取組の効果や被害状況等を見ながら検討ということで第3段階。第3段階にはブロッキングを位置づけ、第1段階、第2段階におきましては著作権教育・意識啓発をはじめとして、様々なメニューを掲げて取組を進めてきているところであります。

次のスライドにありますとおり、このメニュー表につきましては2021年4月に更新を一度しております。それから現在、3年を経過しているところでありますけれども、現時点、どのような状況かというところがその次からのスライドになります。

大きくくくる中で、海賊版に対するユーザーのアクセスを抑止するための取組という視点から見てみますと、2020年に著作権法が改正されております。内容としては、リーチサイト対策、そして、侵害コンテンツのダウンロードの違法化ということを内容とする著作権法改正でありましたけれども、リーチサイトにつきましては12件の摘発がある。そしてまた、ダウンロード型の海賊版サイトへのアクセスという部分につきましてもアクセスが減少しているといった効果が見られるというところがございます。

また、検索サイトの対策におきましては、削除要請を行った侵害サイトの削除と系列ドメインの検索結果の降格というものが相当程度行われている。また、アクセス警告の手段につきましても、このアクセス警告を受けたユーザーのほとんどが1回から数回のアクセスにとどまっているといった効果が見られております。

大きく2つ目としまして、エンフォースメントに係るものであります。プロバイダ責任制限法の改正、2022年10月に施行されたものについてですけれども、発信者情報の開示につきまして一つの手続で行うことを可能とする改正でありました。この改正を受けて、発信者情報開示に関する本案訴訟によらない裁判の受付件数というものが大幅に増加して、かなり利用されているというところであります。

また、国際連携・国際執行という観点で言いますと、大型の海賊版サイトの閉鎖が2021 年から2022年にかけてあったところでございまして、それに伴い、海賊版サイトへのアク セス数も大幅に減少したというところがございます。また、ベトナムなど、刑事共助条約 の発効等の動きもございます。他方で、ベトナム海賊版というものが被害の対象としては 大きなところでありますけれども、ベトナム海賊版につきましては、まだサイト運営者の 摘発・刑事訴追には至っていないといったことであったり、巨大サイトの閉鎖後に後継サ イトも出てきている。また、それが中小規模化、多様化しているといったこと、また、頻 繁にドメインホッピングも繰り返しているといった課題も見られます。併せまして、日本 国内向けの海賊版サイトだけではなくて、むしろ、現在は日本コンテンツが外国語に翻訳 をされて、海外向けに海外から発信されている。このような海賊版サイトによる被害。こ ういうことも顕在化しているところもございます。

次のスライドはエコシステムということに関して整理しておりますけれども、一つは広告出稿の抑制に関する取組になります。これも広告関係3団体への侵害サイトに関する情報の提供、サイトのリストの提供、また、WIPOアラートによる共有等によって、広告出稿の抑制について相当の効果が上がっている。他方で、アングラ広告に対する対応については限界もあるといったこと。

また、コンテンツデリバリーネットワークのサービスにつきまして、特に本人確認をしないような、それをうたっているようなサービスに海賊版サイトが悪用されてしまっているといったような課題。これについての指摘もございます。

そこで次のスライドです。現在進めておりますこのメニュー表につきましては、これに基づく対応につきまして、特に国内からのアクセスに関する海賊版サイト対策については一定の効果が上がっているといったところは、今、御紹介したところになります。併せて、今国会におきまして、プロバイダ責任制限法が、名称の変更も含めて見直しをされる中で、特に著作権侵害等も含む違法・有害情報への対応として、削除対応の迅速化、そして、運用状況の透明化を図るという制度化がされたところでありまして、この施行に向けて、ガイドラインを通じた権利侵害の明確化など、適切な運用を図っていくことの必要性もございます。なお、ブロッキングにつきましては、先ほど申し上げた考え方は引き続き維持しながら、総合的に対策を講じていく。特にアクセス抑止について、先ほど申し上げたような事柄について着実に進めていく必要があるということであります。

エンフォースメントにつきましては、国内からのアクセスの対応では限界があるといった点。海外向け海賊版サイトへの対応について、課題感としてあるわけですけれども、この点は国際連携・国際執行の一層の強化を図っていく必要があると考えられます。

また、このほか、海賊版対策を進めていく上では、正規版の流通と一体的に進めていく必要があるといったような観点であったり、また、特に広告収入に関わりまして、特に侵害コンテンツで発生した広告収入について、果たしてどのような法的整理がされるのかといったようなこと。また、コンテンツデリバリーネットワークサービスについては本人確認に関する諸外国の関連制度の調査等。こういったことも必要ではないかということでございます。また、全体としてしっかり進めていくために、官民一体となって取り組む体制づくりも必要であろうと考えております。

その次のページからは、今、申し上げた点に関する関連のデータをつけさせていただいておりますけれども、一番最後のスライドを御覧いただきます。今回、こういったところも踏まえて、メニュー表については再更新を行いたいと考えておりますが、その点のポイントであります。

一つは、第1段階から第3段階というふうに段階で分けておりましたのは、今、申し上げたアクセスとかエンフォースメント、そして、エコシステムといった内容に着目した取組として提示する。そして、先ほど申し上げた点、特に赤字に記しておりますような点を新たな取組内容として、海賊版対策を進めていきたいというふうに考えてございます。

事務局からの説明は以上でございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

それでは、先ほどの2点に加え、ただいま御説明いただきました海賊版に対するメニューについての御意見あるいは御質疑をいただければと思います。御質問、御発言される方は挙手ボタンでお知らせいただければと思います。マイクミュートを外していただければと思います。

いかがでしょうか。

遠藤委員、お願いいたします。

○遠藤委員 御説明ありがとうございました。2つコメントさせていただきます。

1つ目は、研究者転退職時の知財の扱いについての一番最後のところです。営利目的のライセンスも含めた検討を進めると書いていただいておりました。私ども経団連の中でもいろいろな話の中に、日本の中でアカデミアの知財が特にスタートアップにあまりうまく流れていないのではないかというような指摘を海外投資家から受けているという話があります。そういう意味で、これらのアカデミアの中での知財というものの扱いに関して、グローバルスタンダードはないですが、アメリカやヨーロッパと同レベルで、効率的かつスピーディーに、スタートアップへの対応も含めて、知財価値が有効に使われるような方法論をお考えいただくとありがたいと思います。

2つ目は、国際標準戦略部会をおつくりいただいて大変感謝を申し上げたいと思います。 日本は人口減少する中でGDPの依存が国内から海外に移ってゆく過程におり、今後、海外市 場に目を向けて価値創造、価値提供に注力していかねばならないと、私は理解しています。 我々が海外でビジネスを広げていく上で、国際標準化というものが非常に大きな役割を果 たすと考えております。そういう意味で、我々日本の企業の経営者が国際標準化の価値を 理解し、その活用を強く意識する必要があります。国際標準戦略部会でいろいろ御議論さ せていただくことが、日本の経営者が国際標準化に対する意識を高め、環境の整備含め積 極的に活動を推し進める機運が高まるよう努力していきたいと思います。また、今後の報 告案に対し皆様から御支援いただくことを期待しています。

以上でございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

波多野委員、お願いいたします。

○波多野委員 ありがとうございます。今の遠藤委員の御発言に賛同いたします。この国際標準戦略部会についても国際ルールを先導していくことは非常に重要で、ビジネス的にも、あと、学術的にも重要だと思っています。

その中で、報道でもなされているように、量子技術とかフュージョンエネルギーも入れていきますよということですが、前回のこの委員会で発言しておるように、国際がキーワードになっていると思います。それはスタートアップも含めてだと思います。量子技術などはまた基礎研究段階であるものの、世界の状況を鑑みると、国際連携や国際部の形成によるイニシアチブがポイントです。経済安全保障にも関連しています。それで、量子コンピューターを対象とする新たな標準化が、JTCが立ち上がりました。それを受けて、国内のエコシステムも早く構築することが重要だと思っています。

また、後ほど知財のところでも課題になると思いますが、スタートアップも海外へ出願する特許の費用とか、その辺が非常に問題になると思いますし、スタートアップを立ち上げている、例えば学生のディープテック関係でどれだけ知財に対して認識しているかというところも課題になると思っています。この円安の状態でますます海外出願費用が大学として捻出するのが非常に難しくなっておりますので、その辺を議論の対象であると考えています。

以上です。

- ○渡部座長 ありがとうございます。伊藤委員、お願いいたします。
- ○伊藤委員 ありがとうございます。

ちょっと角度の違う、質問でもあるのですけれども、これは知財とか安全保障とかに関わってくることかと思うのですけれども、いろいろな意味で、研究をしていく中で、例えば日本人だけではなくて、いろいろな国の研究者たちが一緒になって日本国内の大学とか研究機関で研究をしたときに、日本と友好的ではない国の方たちも当然いて、性善説で考えれば大丈夫なのでしょうけれども、今、やはり国と国とのいろいろ争いが起きている中で、では、何かすばらしい、まして物すごく重要な、未来に役に立つようなものが開発されたとき、成功したときに、この権利というものはどこの国に、日本だから日本でいいのかとか、では、その研究者が母国に帰ったときに、それを使用されてしまうことが本当にいいのか悪いのかというところも何か明確にしていかないといけないのかなと。

やはり、例えばそれを仕切っている研究者、教授が日本人だとしたら、それを怖がりながら、恐れながら物事を進めていくことというのはいい結果には結びつけられないような気がして、要は、日本はすごくいい国なのですけれども、土地も水源も外国人が買えるような国の中で技術も全て持っていかれてしまうとなると、せっかくここで本当に前向きなことを語っている中で、どこか抜け穴があって、理想どおりに物事が進まなくなることがすごく懸念しているので、その辺はどうなのかなという意見と質問です。

よろしくお願いします。

- ○渡部座長 御質問については後ほどまとめてやりたいと思います。 杉村委員、お願いいたします。
- ○杉村委員 ありがとうございます。

今、伊藤委員がおっしゃられたことにも関係していることで、資料2に関してです。人種や性別等に関係なく、ダイバーシティーの促進や人材流通の促進を図ることが大学の研究者等にも期待されていると思います。そうすると、大学の研究者の方が日本人であるのか、そして、外国人であるのかにかかわらず、策定済みの指針が適用されるのでしょうか。例えば海外の大学への移転や留学、または日本在住の海外からの研究者・教授が母国に帰国した場合に、この策定済みの指針がそのまま適用されるのかどうかということは、明確ではなかったのではないかと思いますので、ぜひその辺りについてのガイドラインなり指針というものを今後示していただければと思います。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

本田委員、お願いします。

○本田委員 ありがとうございます。

資料2のほうの研究者の転退職の件なのですけれども、改めて平成18年に発効されている指針を取り上げてくださってありがとうございます。多分、この指針というものは既に埋もれてしまっていて、皆さん、大学の中では手元に取って見ている方というものは少なくなっているのではないかなというと思っております。ですので、改めてこういう機会に、こういう指針がある。産学連携推進といったとき、当初の指針というものをもう一度振り返るというような機会になればいいなと思っております。

あと、移転時のときのそういう権利移転のしにくさというものに関しましては、少し細やかに検討いただきたいといいますか、調査いただきたいと思っております。例えば何か国のグラント、委託研究、バイ・ドールというようなルールが何かそういう制限をかけているかどうかであったり、そういう視点も含めて御検討いただいた上で、平成18年発効の指針には書かれていないものについて整理いただけるとありがたいと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

- ○渡部座長 ありがとうございます。次に、黒橋委員、お願いいたします。
- ○黒橋委員 ありがとうございます。

2点で、一つは研究者の転退職時の扱いについて、これは本当に非常に重要で、コントロールするというよりも、研究者が、ルールが明確化されていることで安心して活動できるという側面が重要かと思います。

それで、関連して、今はやはり、これはデータも含めたデータマネジメントプランを機関がきちんとつくるという方向だと思います。それで、来年度からの即時OA、公的資金で補助された場合の論文に加えて、その根拠データもすぐにオープンにするということがありますので、その辺りの研究データマネジメントポリシーの策定についてはNIIのほうでもお手伝いしているところですけれども、その辺りとも合わせて進めていただければ大変ありがたいかなと思います。

2点目はインターネットの海賊版ですけれども、これは最近、自動翻訳の精度がかなり上がってきて、例えば漫画とかでも、レイアウトの情報も含めて、それを事前に相手の文化の面も含めて翻訳するというようなこともできつつあります。

それで、公式の翻訳版ということをつくることによって、しっかり海賊版という、ある程度、その抑止にもなるでしょうし、またそもそも、それの広がりにも貢献していくと思いますので、そういう自動翻訳、機械翻訳の活用を促進していただくというようなことも重要ではないかと感じました。

以上です。

- ○渡部座長 ありがとうございます。 立本委員、お願いいたします。
- ○立本委員 ありがとうございます。

2点ございまして、1点目が、今、御指摘されている大学研究所、大学とか国研とかに 所属している研究者が生み出しているような知的財産の取扱い、それの転退職時の取扱い についてですけれども、これは若干、今までの議論は研究者側に有利な感じで、つまり、 自由に使わせてほしいというのはあると思うのですけれども、一方では難しい問題も最近 出てきていると思われるのですよ。というのは、特にここで当時挙げられていたものは特 許等の技術的なものが多かったと思うのですけれども、最近は例えば実験室の中のデータ。 これは例えばマテリアルインフォマティクスの分野であると、特許にならないような実験 室データ等も、では、これはどうするのかという話が出てくると思うので、産業界として は非常に注目するようなデータだと思うのですよ。

さらにもう一方で言うと、病院の臨床データ等のこういうところはどうするのかというところは、非常にまたこれも産業界から見たときに、医療機器を作るときに非常に重要なものなのですけれども、どうするのかというのが曖昧かもしれないと思うのです。特に研究者の転退職で、スタートアップに転退職するときもあると思いますし、いわゆる普通の会社に転退職するとか、そういうものもあると思うのです。そういうところの取扱いは、残念ながら、大学ごとにややまだら模様のような気がしていますので、ぜひそこら辺は、この機会に明確化することで投資等もしやすくなるという話があると思いますので、ぜひ扱っていただければなと思います。

2点目のところは資料1に書かれている国際標準化の部会の話で、これは非常に重要な話なので、ぜひ、今、やるべきだなと思っておりますので、賛同しますというふうに意見を申し上げたいと思います。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

中村委員、お願いいたします。

〇中村委員 海賊版対策について一言、これまでフィルタリングやアクセス警告、あるいはプロ責法の改正といったネット面の対応を総務省、それから、著作権法の対応が文科省

というところが対応の中心でありましたけれども、今後の重点として、さらに国際執行、 これは警察庁や外務省、それから、広告の対応。これが経産省と、政府内のプレーヤーも 広がります。政府全体での取組の強化をお願いいたします。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

ほか、挙がっている方はおられないでしょうか。よろしいですか。

もしよろしければ、ここまでで一旦、事務局のほうからコメント等がございましたらい ただければと思います。

○山本参事官 ありがとうございます。事務局からコメントさせていただきます。

まず、研究者の転退職についてですが、委員の皆様から非常に多様な御意見をいただい ております。まさに時宜を得たテーマだったと考えております。

研究ライセンスに関する指針は過去の策定済みの指針ということで紹介しましたが、研究ライセンスでも非営利目的の場合は、自由な研究を進めていくということで、我々としては自由な研究の促進という、ある種、研究者の皆様に寄り添いながら進める話かなと思います。一方、複数の委員の皆様からもご指摘のとおり、スタートアップのほうにも利用を促していくこともあるのではないかというお話もありまして、使いやすさの点において、今後、企業との連携などが増えていく中で、営利・非営利を厳格に区別しながらやっていくことも含めて、我々としては検討を進めていきたいというふうに思っております。そういう意味で、アカデミアの自由な研究の方針もありつつ、スタートアップや企業の皆さんにも利益のあるような形で分析なども進めていきたいと思います。

また、大学間の転退職ではありますけれども、外国との関係とかダイバーシティーの話も御指摘がございました。我々としてはオープンイノベーションに向けた研究のオープン化という意味では、多様な知識を集約化していくことは非常に重要だと考えています。そういったことを考えつつ、きっちりと情報管理も進めていくも大事です。その際に、日本から海外に移っていくような研究者の方についても、もしくは海外から日本に来るような場合においても、どのような考え方があるのかという点も含めて、対応の範囲に入れていくということもあるのではないかと思います。また、海外の事例を見ていく、調査などもしていくというような話もありましたが、海外でのプラクティスも確認していきたいと思います。

また、日本版バイ・ドール法について、これまでの方針と齟齬がないようにしつつ、今の状況に合った形の検討、また、特許だけに限らず、データなどの分野においても、取扱いで不明確なところもある点、もしくは今後、ルールを決めていくほうがいいのではないかという指摘も踏まえて検討していきたいと思います。

また、国際標準の話につきましても、今回、人口減少がある中で、市場として海外に打っていかなければならない。そういうときに、海外ルールに見合った我々の製品作りなどもしていく上で、国際標準は非常に重要だということになろうかと思います。産学官でし

っかり連携ということかと思いますが、経団連の皆様からも本年2月に提言などもいただいてもおりますので、機運としては非常にいいタイミングではないかと考えております。 今後、本部会も含めて検討を進めて参りたいと思います。

以上でございます。

○白鳥参事官 引き続き、海賊版につきまして、まず、黒橋委員から機械翻訳の活用ということでのお話をいただきました。今回の再更新におきましても、正規版の流通促進は大変重要なテーマであると思っております。また、先に申し上げましたとおり、官民で一緒になって海賊版対策を推進していくということも、方向性として考えてございます。委員からお話しいただいたような点も含めて、正規版の流通促進をどのように図っていくことができるか、探っていきたいと考えておりますし、また、中村委員からは政府全体での取組の強化というお話をいただきました。政府としましても省庁横断的にしっかりと進めていきたいと考えております。御意見をありがとうございます。

○渡部座長 ありがとうございました。

ここまでよろしいでしょうか。

そうしましたら、後半の議論のほうに移らせていただきたいと思います。知的財産推進計画2024、それから、新たなクールジャパン戦略について事務局から説明いただければと思います。

最初は、資料4の説明をお願いいたします。

○池谷参事官 それでは、事務局から資料4の御説明をいたします。お手元に資料の御準備をよろしくお願いいたします。

前回の構想委員会第3回からの変更点、委員の皆様からの御意見をいただいたもの、あとは関係省庁の調整なども含めて、主な変更点を御説明していきたいと思います。

まず、1ページ目の「I. はじめに」の【基本認識】を御覧ください。2番目のOのところでありますけれども、これは梅澤委員から御意見をいただきまして、やはりクールジャパンの位置づけとして、SDGsに代表されるような社会的課題の解決だけではなくて、新しい価値観・ライフスタイルの変化に対してもきちんと日本が貢献できる可能性があるという、非常に高い意義があるということを追記すべきではないかという御意見をいただきまして、反映をしております。

また、続きまして、少しページが飛びますが、10ページを御覧ください。項目としては「(2)知財・無形資産への投資による価値創造」というところですが、真ん中ほどでございますが「研究開発投資」の辺りにブランド投資という表現を入れまして、これもやはりブランド投資の重要性ということを追記すべきであるという御意見をいただいたものを反映しております。

また、18行目以降を見ていただきますと、これについては委員から御指摘のありましたように、企業の経営者というものは事業戦略だけではなくて、それを支える技術戦略、さらにはそれを支える知財戦略、ここまでをしっかり見て、CTOに丸投げをするのではなくて、

そこを見るべきであるという御意見をいただいたものを反映いたしました。

続きまして、少しページが飛びますが、19ページを御覧ください。これについては<AI 技術の進展を踏まえた発明等の保護の在り方>というところでございますが、中ほどであ りますけれども、国際動向などに、ユーザーニーズ等を踏まえながら、発明者認定の影響 なども含めて、検討していくことが望ましいということを追記しております。

続きまして、27ページを御覧ください。こちらは「(2)海賊版・模倣品対策の強化」というところでございます。

これに関しましては、次の28ページを御覧いただきますと、青い字で幾つか変更点がございまして、これも委員から、やはり海賊版対策をやるときというのは官民連携をしっかりやっていくことが重要である、それを推進計画の中でも強調すべきだというお話。あとは、正規版の流通促進も大事であるということをやるというお話で反映している点。さらには、下段のほうにございますが、民間における、例えば漫画の海賊版に対する枠組みをしっかりやっているところというものも記載すべきであるという御意見をいただきまして、ここを追記しております。

続きまして、30ページを御覧いただきますと、一番上の部分でございます。先ほどお話がありました、今回、プロバイダ責任制限法の改正をしたところにつきまして、これについても、先ほどと同じように、省令の整備やガイドラインを通じてしっかりとやっていくというお話を(施策の方向性)に追加をしております。

続きまして、少し先に行きますが、46ページを御覧ください。46ページで<「大学知財ガバナンスガイドライン」の効果と課題>というところであります。

これに関しまして、47ページ、下段のところでありますが、実際にガイドラインの策定後について、実際のスタートアップ設立の好事例が入っているということも本文の中に追記をいたしました。

また、続きまして、50ページ、少し先に行きますけれども、御覧いただきますと<大学における職務発明>という項目ですが、先ほど資料2で御説明いたしました大学研究者等からの意見の例を推進計画の本文にも反映しております。

続きまして、56ページを御覧ください。国際標準に関するところです。これにつきましては、中ほどにありますが、国際ルール形成・国際標準化を戦略的に活用する、国際市場で競争を行う際の必須条件との意識改革が重要だというお話、先ほどの遠藤委員の御発言と同じでございますが、そういったことを官民でしっかりとやっていくということを追加しております。

また、57ページを御覧いただきますと、中ほどでありますが、こういった国際コミュニティ・フォーラムへの参加の重要性というものも追記をしております。

続きまして、58ページを御覧ください。下段のほうでありますが、ここに追加をしておりますのは、今年2月に経団連で発表されました国際標準戦略の在り方の提言というものがございましたが、これに関して、産業界での検討状況、要請などについての追記をして

おります。

続きまして、64ページを御覧ください。デジタルアーカイブに関するところであります。 これについては福井委員から、デジタルアーカイブの意義としては、やはり新たなコンテンツ創造の土台にもなり得るという非常に意義の高いことをきちんと計画にも明記すべきであるという御意見をいただいたものを反映しております。

また、67ページを御覧いただきますと、デジタルアーカイブについて、きちんと官民連携して、取組を推進していくという重要性を追加いたしました。

そして、71ページを御覧ください。(施策の方向性)のところでございます。真ん中下辺りのところでございますけれども、文化芸術のデジタルアーカイブ化の推進について詳細な記述を追加しております。また、上の5行目、6行目を見ていただきますと、2026年度以降のデジタルアーカイブに関する目標設定すべきというお話をここに追加をしております。

続きまして、75ページを御覧ください。「(4)中小企業/地方(地域)/農林水産業分野の知財活用強化」というところでございます。まず、上段の5行目、6行目の辺りですけれども、ここにつきましては、中小企業だけではなく、中堅企業というものも非常に重要な存在であるので、これを記載すべき。また、中小企業はイノベーションエコシステムの中の非常に貴重な存在であることが分かるようにするという意見を反映いたしました。また、22行目、23行目辺りに、地域における成長意欲のある中小企業・スタートアップというところで、これも委員から御意見のありました、全ての中小企業を支援するということではなくて、やはり成長意欲のある中小企業さんというふうに、支援の対象をある程度明確化すべきであるという御意見を反映いたしました。

また、76ページを御覧ください。上段8行目の辺りですが、今回、通常国会に出ております企業価値担保権については、スタートアップ支援にも非常に有効な施策でありますので、これを推進計画の中小企業支援のところにも追加をしております。また、同じ76ページの下段の30行目以降のところでありますけれども、中小企業庁で行っております「パートナーシップ構築宣言」。この中で、下請企業との望ましい取引慣行、サプライチェーン全体の付加価値向上、大企業と中小企業の共存共栄というところで、この「知的財産取引」に関する項目が増えて、しっかりと対応しているところを追加しております。

続きまして、79ページを御覧ください。<農林水産業分野の知財活用強化>でございます。特にこの下段ですが、コロナ禍以降のオンライン取引の増加によって、匿名性の高い取引、あとは非農業者の苗木の取扱いが拡大し、新たな流出リスクが出てきているというところを追加しております。

また、この現状に対する対応といたしましては、82ページを見ていただきますと、対応 策について記載をしております。

続きまして、85ページを御覧ください。人材育成・活躍というところでございます。こ こにつきましても、これまでの知財本部、また、いろいろ各種の検討をきちんと追加すべ きという御意見をいただきまして、2006年の総合戦略に加えまして、2012年1月に公表いたしました「知財人財育成プラン」。この中で、どのような知財人財育成すべきかを、今、ここに3つの分類がございます。知的財産専門人材、マネジメント人材、裾野人材という整理をして、これまでも人材育成策というものを検討、実行してきたところですが、改めて下段にあるような、この2012年の公表以降の事情変更について記載をしております。

続きまして、87ページを御覧ください。ここにつきましては「(1)研究開発における人材育成・流動化」というところであります。特に10行目以降に、特に博士課程につきまして、後期課程学生の処遇向上と研究環境確保のための支援、また、大学における授業料免除制度、さらには競争的研究費の公募に関する支援の充実化への配慮など、これまで行っている施策を現状として記載をしております。また、下段につきましては、産業界向けに文部科学大臣から発出されました要請文書についても追記をしております。

続きまして、92ページを御覧ください。ここは「(2)コンテンツ開発や利活用における人材育成」です。計画の中で表記に少しばらつきがございましたので、ゲーム、アニメ、漫画、実写、音楽、舞台芸術、アート、といったところで表記を統一しております。

また、93ページを御覧ください。ここも委員から御意見いただきました、クリエイター、 プロデューサー人材については、日本人に限られるものではなく、外国人を積極的に活用 する視点も重要であるという意見を反映しております。

続きまして、99ページを御覧ください。「② オープンイノベーションを支える人材の多様性」というところですが、前回の構想委員会第3回で御説明をいたしました女性研究者の割合、また、棒グラフが2つありますが、右側にあります経営層の多様性スコア。これが平均以上に高いところについては、全体に占めるイノベーションによる売上高の割合が大きいという、こういった資料を反映しております。

続きまして、102ページを御覧ください。ここは「③ 知財戦略支援人材」というところで、これも、今、真ん中にグラフがございますが、スタートアップ設立前においては経営戦略に知財戦略の組み込みが十分できているわけではないという前回の資料を本文にも反映をしております。また、20行目以降については、経営戦略への知財戦略の組み込みに関して、知的財産の評価というものは、一部の知的財産を除き、それ単体の評価は困難であり、事業性とセットで考慮する必要がある。また、使用者を選ぶ性質があることも留意する必要がある、という考え方に加えまして、知財は、価値創造メカニズムに組み込まれることにより、新たな社会的価値や経済的価値の創出に貢献するものであるというような考え方を追加しております。

また、103ページを御覧ください。ここにつきましては、前回、審査請求を行った後の特許審査官によるプッシュ型支援に対して、委員から審査請求の前の支援こそ重要ではないかという御指摘を踏まえまして、今、特許庁を中心に行っております支援策について記載をしております。また、真ん中の16行目辺りを見ていただきますと、このプッシュ型の支援につきましても、運営方法についてはユーザーの声を踏まえて継続的に見直していくこ

とが望ましいという、考え方も追記をしております。また、同じページの23行目です。労働市場の流動性について、これも知財エコシステム全体を回すためには、この人材需給ギャップを埋めていくことが重要であるという御意見を反映しているものでございます。

また、続きまして、105ページを御覧ください。「5. 新たなクールジャパン戦略・コンテンツ戦略」のところです。

次の106ページを見ていただきますと、脚注ではございますが、今、2か月連続で訪日外 国人が300万人を超えたという、この点について追記をしております。

資料4についての説明は以上でございます。

〇尾川企画官 続きまして、資料 5 「新たなクールジャパン戦略【概要】」について御説明をさせていただきます。

これにつきましては、前回、梅澤委員から3点御指摘をいただいており、反映をさせて いただきました。

まずは1ページ目ですけれども、上のところの「日本ファンの拡大・深化」のところでございますけれども、「訪日外国人旅行消費額5.3兆円」を明記するようにという御意見をいただきましたので、明記をさせていただいております。

2点目が、緑のところの「クールジャパン戦略の再起動(リブート)」の左の「再投資への好循環を確立する」というところで、コンテンツとインバウンドなどについては違うものなので、きちんと書き分けるようにということでございましたので、ポツを分けて2つ書き分けてございます。

3点目が、2ページ目の右のところ、緑色の「今後の取組」の3つ目で「デザイン・アート機能を強化する」というところでございますけれども、※を付けさせていただいておりまして、「顧客体験の質の向上、コンテンツの非連続の価値の向上」ということで追記をさせていただいております。

概要につきまして、このほか、コンテンツのところと横断的な取組のところ、個別の施 策について少し記述を充実させていただいております。

資料 5 につきましては以上でございます。

続きまして、資料 6 「新たなクールジャパン戦略(案)」、本文の案でございます。 まずは、3 ページのところを御覧いただきまして、注釈15のところでございます。近年、 日本のスポーツ選手が世界で活躍しておりまして、それを契機に日本ファンになる外国人 も多いという御指摘がありましたので、その旨を追記しております。

12ページまで飛んでいただきまして、12ページの下段のところですけれども、これも梅澤委員から御指摘がありまして、アニメや実写などの映像分野につきましては、グローバルプラットフォームの動画コンテンツのプロダクションのハブ化を目指すべきであるという御意見がありましたので、追記をさせていただいております。あとは注釈40のところでございますけれども、クールジャパン機構につきまして、萎縮せずに取り組むべきという、これも梅澤委員から御指摘がありましたので、今後の投資の方向性を記載した上で今の御

意見を追記しております。

続きまして、13ページでございますけれども、これも下のほうでございまして、福井委員の御指摘で、イベント情報やチケット販売のデジタル化、リアルタイムの字幕化などのサービスの充実がインバウンド誘客の機会を逸しているという御指摘がありましたので、追記をさせていただいております。

続きまして、14ページの上のところでございますけれども、ここは新規参入の取組が重要であるということで、これは前回も記載しておりましたけれども、梅澤委員からテック企業に限られるものではないと読めるように修正すべきという御指摘がありましたので、きちんと段落を設けまして、全般的なことで読めるように修正をさせていただいております。

次、15ページの注釈48でございます。これは福井委員の御指摘でございまして、専門家によるサポートとともに、クリエイターやプロデューサー自身のセルフマネジメント能力が重要であるという御指摘がございましたので、追記をさせていただいております。

続きまして、19ページ、KGI/KPIのところでございますけれども、まだ金額をお示しすることができませんけれども、2033年までに●兆円以上ということにさせていただいておりますけれども、中間年ということで、2028年までにという中間的な目標ということでここを追記させていただく予定でございます。

続きまして、23ページまで飛んでいただきまして、プラットフォーム関連の政府の検討ということでございまして、スマートフォンのアプリストアに関する法案が国会に提出されましたので、時点更新をさせていただいております。

24ページの上のほうですけれども、先ほどありましたプロバイダ責任制限法の改正について、これは法案が成立しましたので、時点更新をさせていただいております。

25ページの注釈68ですけれども、梅澤委員からの御指摘で、ミュージックビデオも日本のプロモーションに貢献するということで追記をさせていただいております。

続きまして、26ページの「(5)音楽/ライブ・エンターテインメント」ということで、 以前は「音楽(ライブ・エンターテインメントを含む。)」という表記でございましたけれども、福井委員の御指摘を踏まえまして、ライブ・エンターテインメントを音楽と並列 するような形で記載を修正させていただいております。

27ページでございますけれども、このライブ・エンターテインメントにつきまして、少し記載を充実させていただいております。

続きまして、28~29ページ、各省庁の取組につきまして、いろいろ修正しているように 思われるかもしれませんけれども、場所の移動ですとか順番を入れ替えたりしているので、 少し赤字が多くなっておりますけれども、御承知おきいただければと思います。

30ページに飛んでいただきまして、民間の取組のところでございますけれども、「プラットフォーマーや現地の事業者に各種権利をすべて譲渡、独占許諾するのではなく」ということと、「日本のIPホルダーが海外の事業者と対等で公正な契約を締結できるようなサ

ポート体制、情報共有等が極めて重要である」という福井委員の御指摘を追記させていた だいております。

31ページの中段のところですけれども、生成AIにつきまして、仕事ですとか雇用への影響につきましても記載してはどうかというような御指摘がありましたので、厚生労働省の研究会の中間整理を借りるような形で追記をしております。

32ページの下のところ。これも生成AIにつきまして、肖像ですとか声に係る利益等の保護に関しまして、法的考え方の整理を行うというもの。それと、民間の取組ということで、34ページになりますけれども、民間の取組につきましても、民間ルールの検討の取組ということで真ん中のところを記載させていただいております。

35ページの一番下のところでございますけれども、「現場のエコシステムにも配慮しつつ、実効性あるものとして」ということで、福井委員の御指摘を追記させていただいております。

37ページの真ん中のところでございますけれども、先ほどもありました、プロバイダ責任制限法の改正の時点更新をしているというところでございます。

43ページまで飛んでいただきまして、真ん中のところですけれども、梅澤委員からの御 指摘で、ビューティーにつきましては、コンテンツと食と並んで日本が世界において強い 競争力を有し得る分野であるということと、特にスキンケアについてということで追記さ せていただいております。

各省庁の取組につきましては、まだ関係省庁と協議中でございますので、引き続き、そこは調整を続けていきたいということで考えております。

以上でございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

ただいま御説明いただきました知的財産推進計画、それから、クールジャパンの関係について御発言をいただければと思います。先ほどと同じように、御発言をマイクで。

では、遠藤委員からお願いいたします。

○遠藤委員 御説明ありがとうございました。いろいろなところに皆さんの御意見を入れていただいてありがたく存じます。

前のセッションで筑波大の立本先生がデータに関してのお話をされました。知財という 観点ではデータの取り扱い方が難しいところもあるのだろうと思うのですが、実際にはベ ンダーが工夫をし、データを用意して、AIを通して価値を出しております。いかに良いデ ータを用意し、いかに高い価値をつくるかがグローバル市場での競争力になっています。

この領域の価値創造では、スピード感が競争力の観点で、とても重要な要素です。良い AIが用意されていても、価値を生み出すデータが効率よく、スピーディーに集められない とビジネスにならず、グローバル競争に負けてしまうという状況がありえます。

これらの観点から知的財産推進計画2024に今から入れられるか難しいところもあるかも しれませんが、「I. はじめに」の【基本認識】でDXのお話とかAIのお話にも触れていた だいているので、この中でデータに関しても、データの価値そのものと活用と保護の観点も含めて、AIと一緒に推進の在り方を考えているというような記述があっても良いのではないかと思いますが立本先生、いかがでしょうか。

- ○渡部座長 立本委員、お願いいたします。
- ○立本委員 ぜひあったほうがいいと思います。というのは、こういうところで明文化していかないとなかなか注目が集まらなくて、先ほど遠藤委員がおっしゃっていただいたように、やはりコンペティションになっていると思うのですよ。非常に重要なところなのだけれども、なかなかうまく追随できていないような気もしますので、ぜひ私としては入れていただいたほうがいいのではないかなとは思います。
- ○渡部座長 よろしいでしょうか。

次に、出雲委員、お願いいたします。

〇出雲委員 取りまとめ、どうもありがとうございました。御苦労さまでした。私は知的 財産推進計画2024について一言コメントを申し上げます。

知的財産推進計画の肝は、本文で言うと44ページ以降の「3. 知的財産の活用」と産学連携による社会実装の推進がやはり本当に行われるかどうか。これが行われなかったら、せっかく毎年、計画をロールオーバーしても着実に推進されているかどうかということが、皆様もそうだと思うのですけれども、一番重要なわけでありまして、この産学連携による社会実装の推進を行っていくための核となるものが大学知財ガバナンスガイドラインの徹底であります。

私は第1回か第2回で少しきつめに申し上げましたけれども、このガバナンスガイドラインが発行されているにもかかわらず変わらない大学というものは存在している価値がないのです。この知財ガバナンスガイドラインに沿って、大学が年間に取得している7,000件の知財の8割以上が死んでいるという、その現状を変える。とにかく日本をよくするためには、私はよどんでいるものの流動性を高める。これは人材もそうですし、大学の知財もそうですし、とにかくよどんでいるものの流動性を高めるということが極めて重要なのですけれども、その中で大学知財ガバナンスガイドラインと、オープンイノベーション促進税制、イノベーションボックス税制。こういったものを両輪として、知財の死んでいる特許の流動性を高めてスタートアップをたくさんこしらえるという、その推進力になるのがこの知財推進計画の肝であるべきだと思っております。

最後に、では、流動性が高まるとどんないいことがあるのかということなのですけれども、スタートアップ育成5か年計画は3分野59項目ございます。とにかく骨子になっているのが5年で10倍、5年で10倍ということでありまして、インプットを5年で10倍にするので、スタートアップに対するリスクマネー8000億円を5年で10兆円にするという計画であります。これを受けて、インプットが5年で10倍になるわけですから、その流動性も、知財の流動性も高めて、大学が取得する海外の知財の件数も増やして、大学発スタートアップは、今、3,782社ですけれども、これを早期に1万社にする。それで、1

万社の大学発ベンチャーをつくると、50社に1社は上場しますから、200社がIP0をしてくれる。こういった大学発の知財を活用したスタートアップを1万社で、IP0を200社してくれると、これは相当なマーケットのインパクトがあると思うのです。

その出口として、今、日本のスタートアップが目指しているのは東証グロースというマーケットなのですけれども、今、この東証グロース上場企業は580社あって、時価総額の合計が7兆円なのです。ですから、当然、そのインプットを5年で10倍に官民挙げて行うわけですから、出口も5年で10倍にならないとおかしいわけです。ですから、そのグロースのマーケットが7兆円から70兆円に育つのですよ。だから、皆さん、知財の流動性を高める、人材の流動性を高めるということを国としてやっていこうではありませんかということを、今、国がいろいろなところで発信されていると思うのです。

この70兆円というものは本当にすさまじい規模でありまして、日本ではやはりこれは自動車産業です。誰がどう言おうと日本は自動車でもっているのですけれども、自動車産業に関与している方が550万人で、日本の自動車産業は70兆円なのです。ですから、これは私が決意表明も兼ねて申し上げていることなのですけれども、日本のベンチャー市場が7兆円から5年で10倍の70兆円になると、日本は自動車とベンチャーで頑張っている国なのだ。自動車大国、ベンチャー大国と言ってもいい、言えるような国になる水準というものが5年で10倍、70兆円という目標の規模でありまして、そのメインドライバーはディープテック、今日、いろいろな守りの御議論を前半でしていただいたのですけれども、この守りの議論だけではなくて、攻めの議論。本当に税制を活用したり、この知財推進計画を積極的に活用する大学こそ日本がみんなで応援して、スタートアップを創出して、知財をそのまま取りやすくして、しっかり取ったものを安全保障上も守ってあげる。そういう仕組みを、エコシステムをつくるのがこの知財推進計画でありますので、そういったコンセプトと目標を改めてこの場で申し上げて、取りまとめに対する感謝と決意表明とさせていただきたいと思います。

私からは以上です。

- ○渡部座長 ありがとうございます。
 - 福井委員、お願いいたします。
- ○福井委員 福井でございます。聞こえますでしょうか。
- ○渡部座長 聞こえています。
- ○福井委員 私からも、労作の取りまとめと、そして、多くの点での意見反映に感謝いた したいと思います。その上で、知財推進計画の64ページからデジタルアーカイブについて のみ意見を申し上げます。

これは書いてあるとおり、あらゆる知財活用の社会的な基盤だと思うのです。そして、この点について各国はしのぎを削っている状況です。フランスでは巨大放送アーカイブであるINAが2500万時間もの過去の番組を保存しています。ここには1,000人の職員がいて、そして、権利者と組んで何とライセンス事業を展開して自走している。更に、本文に登場

したヨーロピアナは5000万件を超えるコンテンツに人々がアクセス可能です。そして、そのうち45%には利用条件が明示されているのです。これらを支えているのはEUの各ディレクティブや戦略でした。日本も意欲的に進めておりますが、記載されたような課題もまだまだ多く、メディア芸術などは遅れが顕著だと思います。貴重な記録やコンテンツがいつの間にか廃棄され散逸してしまったというような事件も後を絶ちません。

日本にはそもそも、デジタルアーカイブ振興の根拠法制がないのです。ですから、推進計画にも2026年以降のデジタルアーカイブ推進計画と書いていただいていて、非常に大事なことなのですけれども、今はやろうということになっていますけれども、継続の根拠法制がないのです。これをつくりましょうということについてはデジタルアーカイブ学会も提言をしており、政府内でも機運が高まってきていると思います。ぜひ、必要な法整備の検討と振興。これを推進計画にも含めていただけないかと思います。

私からは以上です。

- ○渡部座長 ありがとうございます。 田路委員、お願いいたします。
- ○田路委員 ありがとうございます。

取りまとめのほう、本当にありがとうございます。私のほうからは、知財推進計画2024の7ページの<イノベーションマネジメントの高度化>と102ページの「③ 知財戦略支援人材」についてコメントさせていただきます。

まず、イノベーションマネジメントの高度化に関しては、今回のイノベーションボックス税制をきっかけに無形資産と収益のつながりが見えてきたというところで、研究開発の経費ではなくて資産化していくという大きな流れが生まれたというところをすごくプラスに捉えています。恐らく、この流れ自体を、非財務情報の価値化のみならず、財務諸表にひもづけていく活動をやる場合には、やはり企業の中に明確にその役割を担う人材が必要だと思っています。

これが知財支援人材に絡めた話なのですけれども、私は実は支援人材というよりも知財人財そのものの育成が大事だという立場なので、やはり知財人財のキャリアパスの育成。 ここが非常に大事だと思っています。

この2つを絡めて言うと、やはり知財統括責任者というか、名前はともあれ、CIPOというような役割をしっかり任命することで、知財軽視というような経営モデルから、やはり知財を重視する経営モデルに移るための明確なシンボルとして、メッセージとしてしっかりそういった人材を構えていくという考えを打ち出していただきたいと思っています。

折しも物流2024年問題で、この前、改正物流二法の中に、いわゆるCL0という物流統括責任者というものを特定企業に任命するように義務づけたという流れがあるように、物流軽視を変えていくという流れを、人材をアサインすることで変えていくという流れは知財にもあっていいと思っています。この辺りをしっかり打ち出すことで、今期の計画の中に盛り込むのは難しいのかもしれないのですが、ここの知財を資産化していくという大きな流

れが生まれたこの流れを止めたくないので、この人材をしっかり企業の中に構えていくという流れも併せてつくっていただきたいというのが私のお願いと提案でございます。

以上でございます。

○渡部座長 ありがとうございます。 伊藤委員、お願いいたします。

○伊藤委員 ありがとうございます。

イノベーションを生んでいる中小企業だけというか、そこを評価していただきたいという話を盛り込んでいただいて感謝しておりますが、中小企業というか、今回のテーマそのものにおいて、企業のみならず、組織ですね。要は守りになっているところが頑張っているわけではないと私は思っているのです。

さっき出雲委員もおっしゃっていましたけれども、やはり変わらないといけない。変わるときには、いろいろな意味で投資、「ヒト」への投資もそうですし「コト」への投資です。何か動き出すときには必ずお金が必要で、そうすると赤字になるわけです。やはり先にお金が動く。赤字の会社が駄目かというと、いや、それでも前に使う、前向きなお金を使っている企業は、それは私はプラスだと思うのです。

ただ、いろいろな国の評価基準であったり、もしかして商工会議所とかの何とか大賞とかが選ばれるときは必ず損益計算書とか、要は黒字か赤字かみたいなところを見ているのです。それを見てしまうと、守っていて黒字がいいのか、いや、チャレンジして赤字がいいのかという、当然、これはチャレンジして赤字がいいわけです。だから、その辺が明確に分かるようにしていかないと、この国はいつまでたっても変わらないと思うのです。

出る杭は打たれてしまうのです。打たせない、伸ばす体制をつくるためにも、評価基準を変えるような既成事実というか、何かを変えていただかないとそういったベンチャースピリットあふれる企業は生まれてこないような気がするので、ぜひその辺はお願いします。 以上です。

- ○渡部座長 ありがとうございます。 加藤委員、お願いいたします。
- ○加藤委員 ありがとうございます。

御説明と、そして皆さんがおっしゃるとおり、取りまとめ、本当にありがとうございま す。私は農業現場におりますので、農業現場視点で2つほどお話しできればと思います。

一つは種苗です。我々は今、インドに進出しようとして事業を準備しているのですけれども、インド側にいわゆる育成者権というものが仕組み上なくて、日本の品種をもって向こうで事業をしようと思うと、どうするのだというところで、なかなか種苗会社さんも出したがらず、出す、出さない、出せばもうかるけれどもみたいな話が押し問答になってしまうということがあります。

一方で、そもそも日本で種苗を多く生産できませんので、インド等で種苗を生産して輸入している状況があります。その辺は国対国で整理いただけると、こういう小さい事業会

社が新しい取組で海外へ出ていくというときも、発展途上国と言っていいのか分からないですけれども、整っていない国へ出ていっても何らかのやりやすさみたいなものを感じられるようになるのではないかなと思っています。

もう一つ、インド関連にはなるのですけれども、インドで会社をつくるというときに、 私は日本で会社をつくるときはほぼスタートアップの支援など何もなくて、非常に手探り でやってきた覚えがありますが、殊にインドに進出しようと思うと、経営経験はあるし、 バイアウト経験もあるしみたいな、年齢幅は30代ぐらいから50代ぐらいまでの方たちが寄 ってたかって支援してくれて、これは日本よりインドのほうが本当はエコシステムもでき ていて、スタートアップはやりやすいなと、非常に温かい感じでスタートアップを迎え入 れてくれている状態です。

それで、資本についても、お金の動きは活発で、新しいことに対する受容性もすごく高いということで、これは日本で創業するよりインドで創業したほうがいいのだと思わざるを得ない状況にあります。なので、知財に限らずですけれども、やはりスタートアップを支援するのであれば、先ほど皆さんがおっしゃっていたとおり、チャレンジを本当に温かく受容してサポートするという雰囲気を全ての資料、全ての活動に浸透させていくということが重要だなと思っています。

感想、意見ですけれども、以上です。

- ○渡部座長 ありがとうございます。 田中委員、お願いいたします。
- ○田中委員 田中でございます。

まず、繊細で、かつ迫力のある取りまとめをいただいていますこと、事務局の皆様に感謝を申し上げます。内容に異議はないところなのですけれども、2点コメントさせていただければと思います。

一つは、知財推進計画において、研究者と知財との関係のところ、前半のところは大変重要な視点で、研究者の立場からの見解が目立って見えてしまうとの立本先生の御指摘もありましたけれども、50ページに研究者側の視点が丁寧に今回は記されていますので、そこも勘案をしつつ、知財そのものの価値が継続成長していくという皆が願う方向に向けて具体的に取り組んでいくという趣旨が理解されるように願いたいと思いました。

2つ目は、クールジャパン戦略においては、今回、リブートして、具体的な活動を加速していくという環境をまとめて整備されたと感じています。基本となる4つの柱の中で、特にインテリジェンス機能ということも随分議論をしたところですし、私も注目をしたいと感じておりまして、国際戦略の視点からも、刻々と変化するグローバルマーケットにおけるコンテンツの価値や評価、人材、そこからの影響をやはりスピード感とスケール感を持って把握をするということが重要だと思っております。

具体的には、委員会の中でも、実は今、海外で流行しているコンテンツが、いつ、どの タイミングで人気を博しているか、成長しているか、評価が再び高まっている、再度、価 値が上がっている等、そういうことの把握にずれがあるということも議論の中でございました。クールジャパンに関する情報収集および情報共有、この情報という面においても、官民や産官学でさらに強力に連携して協調していくという意思とメッセージが、今回、危機感を持って伝わるようにできたらと思っております。

以上、よろしくお願いいたします。

- ○渡部座長 ありがとうございます。次に、黒橋委員、お願いいたします。
- ○黒橋委員 ありがとうございます。

私はAIによる社会変革の方向感という視点で一言申し上げたいと思うのですけれども、 冒頭、遠藤委員からもAIとかデータの重要性、そのスピード感の御指摘もありましたし、 福井先生からもフランスの国立視聴覚研究所の公共放送のアーカイブ利活用の御指摘があったと思います。アーカイブとデータ利活用は本当に表裏一体だと思っておりますけれども、この辺りのスピード感について、もう少し加速的な記述を足していただくことができたらありがたいのではないかという気がいたします。

それで、皆様御承知だと思うのですけれども、自民党のAIPTのホワイトペーパーが4月頃に出ておりますけれども、その中でも、様々な公的機関が保有するデータをAIで開発・利用・活用できるような、そういうスキームを考えていくべきだという意見も出ておるかと思います。この計画の取りまとめられているタイミングとか、デリケートかもしれませんけれども、そういう利活用を促進する、もちろん、著作権者の権利を守ってということは大前提なのですけれども、そういう加速感を少し加えていただけたらありがたいのではないかなと思った次第です。

以上です。

- ○渡部座長 ありがとうございます。 梅澤委員、お願いします。
- ○梅澤委員 取りまとめありがとうございます。

まず、推進計画の案に関して2点、先ほど出雲さんがおっしゃられたので、総論では本当に大賛成で、それにも関連しますが、8ページ、イノベーション拠点税制の経産省の施策の記述があるのですけれども、これは必ずやっていただきたいなと思うのが外国語での広報です。せっかくイノベーションボックス税制をつくっても、国内企業しか気がつかないということだとほぼ効果が半減してしまうので、これは海外の知財型の企業、あるいは将来、知財型の企業になる可能性のあるようなアカデミアの方たちにも関心を持ってもらうという意味で、外国語での広報をお願いしたい。

それから、先ほど田路さんがおっしゃっていた知財人財の育成活用ということに関して も私もとても大事だと思っていまして、85ページ以降のところの記述でどこかに入れたら いいかなと思うのが、知財専門人材の流動化をどう促進するか。特に兼業を促進するとい うキーワードを入れたらどうかなというふうに思います。既に入っているようでしたら、 すみません。教えてください。

例えば、大企業の知財部門にいる人がスタートアップのチーフオフィサーになる。これを兼業でやるみたいな形の人材の活用と流動化がどんどん起こってくると、この知財専門人材の有効活用にもつながるし、さらには彼らのキャリアパスを豊かにしていくということにもつながるかなというふうに思っています。

それから、クールジャパンに関して、各論になりますが、2点、いろいろな記述、書き 込みを取り入れていただいて、まずは御礼申し上げたいと思います。

まず、資料4の知財計画の1ページ目のところで、繰り返しになって申し訳ないのですが、私が申し上げたかった修正の意図は「SDGsに代表される社会的課題の解決だけではなく健康志向の高まり」。これはいいのですけれども、よりクールジャパンに出ればいいかなと思うのは、余暇時間が増大する中で、文化的活動を通じて世界の人たちの人生を豊かにする。そこにクールジャパンが貢献できるという話です。なので、社会的課題解決の鍵と私が繰り返して申し上げているのは、人生を豊かにするというキーワードが、多分、ここにあったほうがいいのではないのかなというふうに思っています。

それから、資料5の新たなクールジャパン戦略の最後のほうにスキンケアの記述で加筆をいただきました。それで、ここに関しても私が申し上げたかったことをもう一回繰り返したいと思います。スキンケアに関して日本企業が強い競争力を持っているというのは一般化が過ぎると思いまして、東洋人の肌や髪質は西洋人とは違います。日本のスキンケアの企業、ビューティーの企業は東洋人の肌とか髪質などに関しての経験値が豊富なので、その顧客セグメントにおいては競争力を誇っています。こういうものが客観的に見て適切な表現ではないのかなというふうに思いますので、ちょっと取り込んでいただければというふうに思います。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

続きまして、本田委員、お願いいたします。

○本田委員 ありがとうございます。私のほうからは資料4の43ページの「3.知的財産 の活用」という項目に関してコメントさせていただきたいと思います。

まず初めに、43ページの7行目から書いてあります「スタートアップが大学の優れた最 先端の研究成果としての知財を活用し」といったところは本当にごもっともだと思います し、私自身、TL0の人材として、この点は是非推進していきたいと思っています。

その中で、大学の海外出願の支援といったところが記載されています。48ページです。 その点に関しましては、内容として大学の海外出願支援の強化、2023年にはさらにその対 象範囲を広げて、スタートアップであったり、中小企業等の共同出願も対象とするという ようなことで強化されてはいるものの、やはり大学の単独で生み出されている研究成果が 多くはスタートアップの一番初めの基盤技術になろうかと思います。しっかり大学単独で 生み出した最先端の新規発明を、ちゃんと出願につながるというようなところで、さらに 海外出願も強化していただく視点で強化、支援いただきたいと思っております。

もちろん、共同出願に関しても御支援いただくというのは、これはどちらかというとスタートアップ支援、スタートアップの知財ポートフォリオを拡充するという視点ではとてもいい支援になっているかとは思うのですけれども、新たなスタートアップを創出するという視点でいきますと、やはり大学単独で生み出しているような知財の支援というものの強化というものもぜひ踏み込んで書いていただけるとありがたいと思っております。

ただ、知財を出したとしても、やはりそれがスタートアップにつながるか、つながらないかといったところに関しましては、まさに大学知財ガバナンスガイドラインに示されている、知財のマネジメントを行うような人材。こちらのガバナンスガイドラインにはそういう人材の定義というものが示されたというと考えておりますので、その人材をまさに育成するということも並行して行わないとスタートアップに知財がきちんとつなげていけないのではないかというと思っておりますので、その点もぜひ踏み込んだ記載をいただけるとありがたいと思います。

最後に1点だけ、50ページのところに、実際、特許庁のほうでスタートアップの創出を含む優れたシーズの事業化に向けた支援という、切れ目ない支援を行うということが書いてあるのですけれども、この特許庁さんの活動というものと、この50ページの6~7行目に書かれているような外国出願支援、文科省さんが行われる支援強化がうまく連動するような形で、きちんと大学の最先端の技術が知財化されて、支援に基づいてちゃんとスタートアップにつながっていけばよいと思っていますので、単独の省庁でやられるというよりも連携という視点も持っていただけるとありがたいと思っております。

以上でございます。

- ○渡部座長 ありがとうございます。続きまして、村松委員、お願いいたします。
- ○村松委員 取りまとめありがとうございます。

我々経団連は、昨年の春に「Entertainment Contents ∞ 2023 - Last chance to change -」という提言を出させていただいて、世界における日本発コンテンツのプレゼンスを持続的に拡大するということを目標に掲げたのですけれども、それから1年たって、今回、コンテンツ産業を基幹産業と位置づけ、課題や方向性を整理いただいたことは非常に大きいということで感謝申し上げます。

ただ、まだまだ危機感が足りないと思っていますので、特にクールジャパン戦略等々において言及されていないのが、司令塔機能というものがコンテンツに関して戦略的かつ一元的に権限や予算を有する。そういう司令塔機能がやはり必要だということに関して、このクールジャパンの名称と枠組みを継続することの適否も含めてなのですけれども、ぜひ御検討いただきたいなと思っております。

あと、レコード演奏・伝達権に関して、こちらも新たなクールジャパン戦略の26ページ、 32ページに記載されているのですけれども、知財推進計画2024のほうには記載がありませ んので、自民党の提言にレコード演奏・伝達権の加速化という記載も入ったと聞いておりますので、ぜひ一歩踏み込んだところを期待しております。よろしくお願いします。 以上です。

- ○渡部座長 ありがとうございます。それでは、杉村委員、お願いいたします。
- ○杉村委員 ありがとうございます。

まずは、渡部座長、そして、事務局の方、推進計画2024の案を取りまとめていただきま してありがとうございます。案についての内容については基本的に賛成でございます。

少し細かいことになりますが、幾つか意見を述べさせていただきます。まず、資料4、推進計画(案)の20ページの最後のポツになります。その中で「その他の意匠制度に生じる課題」ということが記載されています。その中の一つとして、今、特許庁でも議論をされているところではありますが、意匠の新規性喪失の例外規定の解釈適用の範囲について、「意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して」が、解釈上、意匠登録を受ける権利を有する者の意匠に依拠して第三者がAIの利活用により類似意匠を創作・公表した場合を含むか否かが問題になると思いますので、状況を見て、必要に応じて継続して検討していただきたいと思います。

2点目は、ADRに関してでございます。ADRに関する記載として、数年前から東京地方裁判所の知的財産部におきましてもADRとしての知財調停制度が開始をされており、ある一定数の活用がございます。民間のADR機関に加えて、裁判所における調停ADRも利用いただけるように、推進計画に裁判所における知財調停制度のことも記載していただきたいと思います。そして、日本全体として日本のADR機関・制度が国際的に活用されるように、周知活動を推進していただきたいと考えます。

それから、前回も申し上げましたが、令和3年の意匠法、商標法、関税法の改正におきまして、令和4年10月1日から令和5年6月までの間における税関における模倣品の輸入差止め件数は前年同期比で26.5%増、そして、争う旨の申出は67.2%減少しており、制度改正の効果が現れているということが明らかになっているところでございます。したがいまして、商標法、意匠法、そして、関税法以外の特許法につきまして、特許法の第2条第3項第1号等の所定の「輸入」に関して「外国にある者が外国から日本国内に他人をして持ち込ませる行為」を含めることについての検討と、そして、著作権法も同様に、第113条第1項第1号の所定の「輸入」について同様の検討を更に進めていただきたいと思います。

最後になりますが、推進計画1ページに記載されている農林水産物の輸出のクールジャパンのさらなる促進ということに関しまして、やはり前回も申し上げましたとおり、育成者権侵害種苗の輸出差止に係る認定手続における見本検査制度の導入について検討いただきたいと思っております。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございました。

それでは、竹中委員からお願いします。竹中委員は、前後の御都合で、事務局から御発 言いただきます。

○竹中委員 ありがとうございます。

ほかの委員の皆さんと同じく、私たち委員の意見をいろいろ盛り込んでいただいたすば らしい取りまとめをしていただきましてありがとうございます。

私のほうから1点、この資料4の知的財産推進計画(案)の中で「② オープンイノベーションを支える人材の多様性」という項目で追加の御報告がありますけれども、今月、特許庁のほうからイノベーションと多様性の関係、特にジェンダーの多様性がイノベーションにポジティブな影響を示すというところの報告書が公開されました。日本国内のみならず、海外で活躍している女性だけではなくて、それの周りで支えていらっしゃる男性の方も含めてインタビューして、多様性の重要性を確認する有効な情報が公開されています。

このような調査研究及び報告書の公開は、あくまでも人材の多様化を促進する最初の一歩というふうに考えておりますので、これから具体的な施策という形で、例えば理系の学部に行く女性をどんどん増やしていくとか、あと、とても重要な点ですけれども、このジェンダーですとか民族ですとかという多様性の問題というものは、実際のマイノリティー人材自身の問題というよりは、その周りの人たち、支える人たちの問題という認識を広げていきたいというふうに思っています。

今回の調査に関わった委員の人たちは、多様性イコールイノベーションということを合い言葉に、いろいろな調査活動を行い報告書の作成をしてきたので、それが具体的な施策に人材の多様性が実現されていくことを期待しております。

以上です。ありがとうございました。

○渡部座長 ありがとうございました。

一通り御発言をいただいたでしょうか。残っている方はおられますでしょうか。大丈夫 でしょうか。

もしよろしければ、かなりいろいろございましたけれども、事務局からコメントをいた だければと思います。

どなたからでしょうか。

○山本参事官では、私のほうからコメントをさせていただきます。

出雲委員から、非常に力強い応援メッセージをいただきました。大学知財ガバナンスガイドラインの取りまとめをきっかけに、大学における社会実装の機運を大きく盛り上げて欲しい、また、それによって、スタートアップの設立を目標の10倍に向けて進めて欲しい点について、我々としても、関係省庁とも連携しながら、スタートアップ支援策を盛り立ていくことは重要かと思っております。

大学知財ガバナンスガイドラインの考え方を、まだ大学内の知財ポリシーなどへ反映で きていないところは我々がヒアリングをしていく中で幾つかございました。大学内で本ガ イドラインをどのように実装していけば良いのか、まだ理解が追いついていないというか、まだ普及を我々が仕切れていないところもあるのかなと感じています。そういう意味で、うまくいっている大学の事例などを集めながら、事例集として横展開をして、本ガイドラインの実践に向けた取組につなげていきつつ、先ほどのスタートアップに関する指摘については、最終目標の一つと考えますので、そこへの好影響につなげていきたいと思っております。

あと、田路委員から御指摘をいただきまして、あと、梅澤委員のほうからも関連の御指摘いただきました知財人財の育成活躍やCIPOですが、知財の責任者としてしっかりと捉えて、一つのシンボリックなポストとして打ち出していくことが大切なのではないかという御提案があったかと思います。

私自身も、知財について、しっかりとフォーカスをしながら、企業内での位置づけを明確にしながら、またそれを高めていくということは重要ではないかと思っておりますので、特許庁とも連携しながら検討を進めていければなと思っております。

あと、チャレンジへの御指摘が伊藤委員、加藤委員のほうからありましたけれども、赤字企業でもチャレンジをしていることへの評価を積極的にできないのか、お話がございました。事業性担保融資制度が議論されている中で、単に財務だけを見るのではなく、事業の成長性などにも注目しながら企業評価をしていくという考えは、徐々にではありますが理解されているのではないかと思っております。

また、今年度、アントレプレナー教育について知財の面で教育の効果的な手法の調査についても施策として入れております。チャレンジという意味では、そういったスタートアップの方々の事例などを小さい頃から教育を通じて学んでいくことが、中長期的な話になるのかもしれないですが、重要なステップになるのではないかなと思います。そういった取り組みをスタートする点、御理解をいただけると幸いに存じます。

あと、海外出願のお話もございました。海外出願支援などについても、年度をまたいでのサービスを今年度は開始するなど少しずつではありますけれども、ニーズも取り込みながらやっております。そういう意味で、スタートアップ支援だけではなくて、大学の単願出願を重視してサービスの充実化について御意見を承ったと思いますので、本件についても関係省庁に伝えながら改善策などにもつなげていければと思います。

あと、杉村委員からの御指摘ですが、税関などの状況なども我々はしっかりと把握をしていきながら、また御相談をさせていただいて、対応策の検討につなげていければと思います。

あと、竹中委員のほうからも、報告書を捉え切れていない点もあるかもしれないので、 御指摘を踏まえて修正などを図っていければと思っております。

以上となります。

○池谷参事官 あと、事務局のほうから補足します。

梅澤委員から御質問のありました、今、兼業というものが入っているかというお尋ねで、

現時点で兼業は入っていないと思いますので、先ほどおっしゃいました大企業の、例えば知財部の人がスタートアップのCIPOを兼業するとかというお話がありましたが、この推進計画の中に追記をしていきたいと思います。

○尾川企画官 クールジャパンにつきましては、田中委員、梅澤委員、村松委員から御指摘いただきましたので、田中委員からインテリジェンス機能の強化というところで、もう少し明確に強いメッセージが出せないかということで検討させていただきたいと思います。

あと、梅澤委員につきましては、すみません。事務局がうまく表現できておらずに、今日は具体的にまたいただきましたので、修正をさせていただければと思います。

村松委員からの司令塔につきましては、官民協議会を設置いたしまして、政府一体、あるいは経団連も含め、官民一体となって進めていきたいと思っておりますので、今後とも御協力よろしくお願いいたします。

以上でございます。

〇白鳥参事官 併せまして、一つは福井委員から、デジタルアーカイブに関わりまして、 法整備の必要性ということでお話しいただきました。この点、学会における御議論、そし てまた、この点につきましては政治レベルでも御議論があるというふうに承知をしており まして、逆に現在、そうした御議論が進行中である、まさに議論中であるというふうにも 承知しているところでもございますので、そうした状況も見極める必要もあろうかと思っ ております。

他方で、今、まさに今回御審議をいただいておりますとおり、デジタルアーカイブの取組の基軸としましては、この知財計画において従来から記載され、政府としては、それに基づき推進しているところでもございます。今回、知財計画において、引き続きデジタルアーカイブの推進が位置づけられることによって、私どもとしても、しっかりと進めてまいりたいと思っております。

また、村松委員からレコード演奏等に関わる施策について、御指摘をいただきました。 今回、この知財計画2024におきまして、クールジャパンの関連施策は、基本的には知財計 画に一体のものとして組み込んでおり、知財計画の項目に沿って特出しするもの以外は、 個別施策は、基本的に再掲はしない形での位置づけとさせていただいておりますので、そ の点、御理解いただければと思います。

以上です。

○渡部座長 御説明は一通りよろしいですか。

ここまで御説明が事務局からございましたけれども、改めて何か御意見を付け加えることはございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

よろしければ、奈須野事務局長からお願いいたしたいと思います。

○ 奈須野局長 奈須野でございます。今日もまた皆さんの活発な御議論をいただきまして ありがとうございます。いただいた御意見は、適宜、反映させていきたいというふうに思 います。

この推進計画が取りまとめられた後の話にありますけれども、今回御紹介させていただいた、例えば国際標準戦略、技術で買ってビジネスで負けるという、こういうお家芸を繰り返さないという方向で議論を継続していきたいと思います。

また、コンテンツについての官民協議会、司令塔機能を強化していくということになっておりますので、これは速やかに体制を整えてまいりたいと思います。

それから、海賊版対策、これから外々というか、英語版などを通じて海外に流出している日本の富をきっちり取り返していくということでやっていきたいと思います。その観点で、従来、あまり関係していなかった外務省であるとか、あるいは警察であるとか、こういう機関を巻き込みながらしっかり取り組んでいきたいと思っています。

今日はありがとうございました。

○渡部座長 局長、ありがとうございました。

それでは、高市大臣から一言いただければと思います。よろしくお願いいたします。

〇高市内閣府特命担当大臣 委員の皆様、こんにちは。本日は大変有意義な御議論を賜ったということで誠にありがとうございます。

デジタル化の急速な発展ですとか、また、国際情勢が大きく変化している中で、知的財産戦略というものは、我が国の経済やイノベーションを活性化して、我が国の国際競争力を強化していく上で、重要性が高まっております。

また、テレビ、アニメですとか、漫画、ゲームなどが海外で人気を博しております。過去最高の訪日外国人の消費額ですとか、また、農林水産物・食品の輸出などの金額。これを記録しておりますし、コンテンツの海外展開、インバウンド誘致、また、農林水産物・食品の輸出など、さらなる推進というものが重要になってきております。

こうした点を踏まえまして、委員の皆様には、昨年11月以来、これまで4回にわたる構想委員会において、イノベーションの創出促進をする知財エコシステムの再構築、また、AI時代の知的財産権の在り方、新たなクールジャパン戦略など、幅広い課題について多岐にわたる観点から御議論を賜りました。

今後につきましてですが、本日の御議論を踏まえて、来月上旬を目途に、知的財産戦略本部において、知的財産推進計画2024及び新たなクールジャパン戦略を取りまとめてまいります。また、今般、この構想委員会の下に新設される国際標準戦略部会におきまして、国家標準化戦略の策定に向けた具体的な内容の検討を行う予定となっております。

今後とも、知的財産戦略、また、クールジャパン戦略の推進に当たりまして、引き続き、 お知恵を賜り、また、御支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

本日は本当にありがとうございました。

○渡部座長 大臣、ありがとうございました。

これにて本日の会合を終了させていただきたいと存じます。委員の皆様におかれましては、大変貴重な御意見をいただきましてありがとうございました。

また、ただいま大臣から御説明がございましたように、今後開催される予定の知的財産 戦略本部において、知的財産推進計画と、それから、新たなクールジャパン戦略について は取りまとめを行う予定でございます。私と事務局のほうで調整させていただき、今日御 指摘いただいた点の修正等を図った上で取りまとめのほうに出したいと思います。

どうもありがとうございました。